

宇情審答申第14号  
平成17年7月12日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年3月17日付け、16宇都市第1049号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

#### 記

「宇治妙楽マンション建設に係る業者指導に関する一件 ①「マンション建設計画に関する協議経過等（12月28日）」の根拠、関連書類 ②12月28日以降の書類 ③2月14日都市計画審議会における川端副市長の早い時期に業者と会って指導助言したということの関係書類」について、情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

異議申立人は本件の異議申立てに係る情報公開請求に先立って、旧宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し、平成17年1月7日付けで「宇治妙楽マンションに係る業者指導に関する一件」及び「宇治妙楽マンションに係る団体、個人から宇治市へ要請、要望、意見書」の情報公開請求書の提出を行い、平成17年1月25日に①マンション建設計画に関する協議経過等 ②宅地開発に関する各課意見について ③事前協議記録簿 ④宇治橋通りにおける集合住宅の建設に伴う景観への影響に関する見解他14文書の公開を受けた。

続いて異議申立人は、平成17年1月25日付けで「宇治市シミュレーション結果」の情報公開請求書の提出を行い、平成17年2月16日に①シミュレーション図面（3種類）の公開を受けた。

また、平成17年2月14日に宇治市都市計画審議会が開催され、本件のマンション建設計画に関連した質疑が行われた。

異議申立人は、平成17年2月16日付けで本件異議申立てに係る「宇治妙楽マンション建設に係る業者指導に関する一件 ①「マンション建設計画に関する協議経過等（12月28日）」の根拠、関係書類 ②12月28日以降の書類 ③2月14日都市計画審議会における川端副市長の早い時期に業者と会って指導助言したということの関係書類」の情報公開請求書の提出を行った。

ただし、情報公開請求等により既に公表されている以下の公文書は請求の対象外としている。

- (1) 宇治市都市景観審議会の資料
- (2) シミュレーション図面（3種類）
- (3) 意見書、要望書等

実施機関は、同日付けで情報公開請求書を受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、請求内容に係る公文書が不存在であるとして、同年3月1日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、条例第10条第2項及び第5項の規定により情報非公開決定通知を行った。

### 3 異議の申立て

平成17年3月9日、異議申立人は本件処分を不服として、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨

#### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求に係る公文書の公開を求める。

#### 2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見書は、別紙2のとおり。
- (3) 意見陳述された内容は、概ね次のとおりである。

宇治妙楽マンションの建設計画に係る業者との協議経過をまとめた文書について、作成基礎となった関係書類が存在しないということは不自然で道理がない。

12月28日以降、業者と全く協議していないとは考えられないし、記録が無いことも不自然である。

副市長の指導助言の関係書類については、「7月5日に口頭でお願いした。」ということだが、「マンション建設計画に関する協議経過等」（以下「協議経過等」という。）に記録されておらず、関係書類が一切無いと言うことも行政のあり方から見て不自然である。

また、公文書が存在しないと言うことは、公文書の適正な作成、保存義務違反にあたる。

### 第4 実施機関の理由説明の趣旨

理由説明書は、別紙3のとおり。

「協議経過等」は、業者との協議終了ごとに随時に記憶、メモ、他の職員からの口頭での報告を基にパソコンに追記入力して作成されたもので、平成16年の年内の整理として平成16年12月28日に印刷したものである。また、メモについては入力後に廃棄している。

また、「協議経過等」の文書の中に記載されている業者に対する「要請」、「依頼」などは文書ではなく口頭で行った。

### 第5 請求に係る公文書について

請求に係る公文書は以下のとおりであるが、実施機関はいずれの公文書も不存在とした。

- ① 「マンション建設計画に関する協議経過等（12月28日）」の根拠、関係書類

異議申立人は情報公開制度により既に「協議経過等」の公開実施を受

けているが、「協議経過等」の作成にあたり基礎とした資料やメモ、関連書類全ての文書の公開を請求したものである。

② 12月28日以降の書類

「協議経過等」が12月28日付けの公文書であることから、同日以後の業者との協議に関する文書の公開を請求したものである。

③ 2月14日都市計画審議会における川端副市長の早い時期に業者と会って指導助言したということの関係書類

平成17年2月14日の都市計画審議会において、川端副市長が業者に対して「指導助言」したことの発言をとらえ、「指導助言」の内容がわかる文書、発言にかかる根拠となる関係書類の公開を請求したものである。

## 第6 審査会の判断

1 本件異議申立てについては、条例第2条第1号に規定する公文書が存在するか否かが争点となる。

条例第2条第1号に規定する公文書は、起案・受理・供覧等の手続きが完了した文書に限定せず、組織的に共用している文書を広く含むものである。

そこで、審査会は、実施機関に対し「協議経過等」を作成する際に根拠とした資料やメモ、その他作成の方法についての説明を求めるとともに、実施機関から事務手続きにおける文書作成の取扱いについて聴取した。

2 審査会は実施機関の説明により、以下の内容について確認した。

(1) 宇治市都市景観条例（以下「景観条例」という。）第17条の規定に基づき、高さが20mを超える建築物については、市長に届出が必要であり、同条例第16条の規定に基づく大規模建築物等誘導基準の指導助言の対象となる。

本件のマンション建設については、景観条例に基づく届出以前の事前協議の段階において高さが20m以下となったため、景観条例が適用されず、指導助言の対象外となった。そのため公文書は作成されなかった。

(2) 正式な届出以前の事前協議の段階においては、景観条例が適用されるか否かにかかわらず、通常の事務手続きとして業者との文書等でのやりとりや経過等の記録は行っていない。

(3) 本件のマンション建設計画に係る業者との協議については、文書等でのやりとりは行っておらず、業者に対する要請や依頼等についても文書は作成せず、川端副市長の「指導助言」も含め全て口頭で行った。

(4) 「協議経過等」の作成方法については、業者との協議終了後、随時に記憶、メモ及び他の職員の口頭による報告を基にパソコンに追記入力したものであり、その基になるメモについては入力後に廃棄した。

また、「協議経過等」はパソコンに追記入力したものを平成16年12月28日に、平成16年のマンション建設計画に関する年内の業務の整理として印刷

したものであって、同日にメモ等の資料を基にしてまとめて作成したものではない。また、パソコンに入力したものについては電磁的記録であって、条例改正前の規定では情報公開請求の対象となる公文書には該当しないが、印刷された紙の「協議経過等」は公文書に該当するものである。

- (5) 平成16年12月28日から本件の公開請求があった平成17年2月16日までの間に、業者に対し図面提出の日程について電話で連絡したが、それに係る文書は作成されなかった。また、それ以外に他の出来事はなかったため、文書は作成されなかった。

- 3 審査会は、実施機関の説明を詳細に検討し、審議を行ったが、本件における実施機関の一連の文書作成の事務処理については、本件のマンション建設に関する市との接触は届出前の段階のものであるため、都市景観に係る事務処理の流れから照らしてみても、通常の処理が行われたものであることが認められ、公文書が存在しないことに関しても、特に異例の事務処理が行われた結果ではないと言える。また、審査会は、既に公表されているもの以外に、文書等が実施機関の組織的な管理下であって、現に存在するとの確証を得ることができなかった。審査会は公文書が存在するか否かについて、調査する権限はないためこれ以上の審査は困難である。

よって、結論のとおり答申するものである。

なお、実施機関が業者に対し費用を伴う要請等を行った際の文書が存在しないことや、副市長の業者に対する「指導助言」の内容を記録した文書が存在せず、都市計画審議会において副市長の発言がなければこのことが表面化しなかったことなど、異議申立人が実施機関の決定に対して不自然さを感じたことは理解できる。

また、本件のマンション建設は、建設予定地が世界遺産である平等院の背景地であって、地元自治会等から要望書が提出されており、市民の関心が高い事案であること、都市景観審議会において審議されたことを考慮すれば、本件に関して実施機関の文書作成の実態は、情報公開条例の基礎にある行政過程の透明性の確保という考え方からも適切であったとは言い難い。

以上のことを踏まえると、実施機関は、景観条例の対象となるかどうか不確定な事前協議の段階や、景観条例が適用されないような案件であっても、対外的に意向を示し、相手方に具体的な行動を要請するような場合については、行政の意思決定の手続きを明確に記録しておく体制を構築することが望ましい。